

下記のとおり一般競争入札を行うので、札幌市契約規則(平成 4 年規則第 9 号)第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 5 年 2 月 27 日

札幌市長 秋元 克



記

1 契約担当部局

003-8612 札幌市白石区南郷通 1 丁目南 8-1
札幌市白石区市民部総務企画課
電話 : 011-861-2405

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称
第 20 回統一地方選挙 白石区開票所設営等業務
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
令和 5 年 4 月 8 日から令和 5 年 4 月 10 日まで(詳細は仕様書による。)
- (4) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

入札に参加できるものは、次に掲げる参加資格を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 令和 4 年度～令和 7 年度の札幌市競争入札参加資格名簿において、大分類「一般サービス業」の中分類「物品賃貸業」に登録があるもの。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項又は民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(7) 札幌市内に本店、支店又は営業所等の活動拠点を有していること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記1と同じ。

また、入札説明書は札幌市公式ホームページ (<http://www.city.sapporo.jp/>) で公開する。

(2) 入札書の受領期限

令和5年3月13日(月) 17時(送付の場合は必着とする。)

(3) 開札の日時及び場所

日時：令和5年3月14日(火) 9時00分

場所：白石区役所 会議室C

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金
免除する。

(3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書)到達の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(4) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) その他、詳細は入札説明書による。